

RoHS 指令について

Directive of Restriction of the use of certain Hazardous Substances in Electric and Electronic Equipment (電気電子機器有害物質使用制限指令)

2006年7月1日に施行された、EU市場に上市された電気・電子製品に有害物質として特定の6物質の使用の制限に関する指令(RoHS1.0)。2019年7月22日より改正RoHS指令(RoHS2.0)に伴い、規制物質が6物質から10物質となる。

制限物質名 及び規制濃度

規制物質	最大許容含有量 (wt%)
鉛 (Pb)	0.1(1000ppm)
水銀 (Hg)	0.1(1000ppm)
カドミウム (Cd)	0.01(100ppm)
六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.1(1000ppm)
ポリ臭化ビフェニル (PBB)	0.1(1000ppm)
ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)	0.1(1000ppm)
(*) フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)	0.1(1000ppm)
(*) フタル酸ジ-n-ブチル (DBP)	0.1(1000ppm)
(*) フタル酸ジイソブチル (DIBP)	0.1(1000ppm)
(*) フタル酸ブチルベンジル (BBP)	0.1(1000ppm)

(*) が付された物質が新たに RoHS 制限物質に追加

今回追加となった4物質を含め10物質の規制開始となる時期は、下記のように段階的に分類(カテゴリ)されている。

改正 RoHS 規制開始の 時期について

カテゴリ	規制開始
1 大型家庭用電気製品	2019年7月22日
2 小型家庭用電気製品	2019年7月22日
3 IT機器及び遠隔通信機器	2019年7月22日
4 民生用機器	2019年7月22日
5 照明機器	2019年7月22日
6 電動工具	2019年7月22日
7 玩具、レジャー、スポーツ機器	2019年7月22日
8 医療用機器	2021年7月22日
9 監視・制御機器	2021年7月22日
10 自動販売機	2019年7月22日
11 上記以外の電気・電子機器	2019年7月22日

RoHS 指令には技術的に代替が不可能な使用用途について、制限物質の含有を許容する「適用除外用途」が定められている。除外項目は、付属書III(カテゴリ1~11)と付属書IV(カテゴリ8、9専用)に分かれている。付属書IIIもIVも、対象製品のカテゴリによって、除外用途を使用できる有効期限が異なる。

RoHS2 適用除外 に関して

カテゴリ	最大有効期限
カテゴリ1~7、10	2016年7月21日
カテゴリ8(医療用機器)	2021年7月21日
カテゴリ8(体外診断用)	2023年7月21日
カテゴリ9(監視及び制御機器)	2021年7月21日
カテゴリ9(工業用監視・制御装置)	2024年7月21日
カテゴリ11	2024年7月21日

但しこれらの除外用途には「有効期限の延長」という申請が可能である。技術的に代替不可能であるなどの理由から、申請が認められれば有効期限が延長される。